

四日市市告示第537号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による建築物の建築許可について、同条第14項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第15項の規定に基づき公告します。

なお、利害関係を有する方は出席して下さい。

平成30年11月16日

特定行政庁
四日市市長 森 智 広

- 1 聴取の日時 平成30年12月17日（月）午後2時から
- 2 聴取の場所 大矢知地区市民センター 大会議室
- 3 聴取の目的 建築基準法第48条第3項ただし書の規定による建築許可について利害関係を有する者からの意見の聴取

建 築 主 四日市市諏訪町1番5号

四日市市長 森 智広

建築場所 四日市市大矢知町字久留倍2397番1

用 途 展示場の附属便所

（都市整備部 建築指導課）